

4 公園

- 01 主要な出入口
- 02 園路
- 03 階段
- 04 主たる園路に設けられる階段
又は段に併設する傾斜路
- 05 休憩所
- 06 水飲場及び手洗場
- 07 駐車場
- 08 便所
- 09 掲示板及び標識
- 10 育児用施設

01

主要な出入口

基本的な考え方

公園

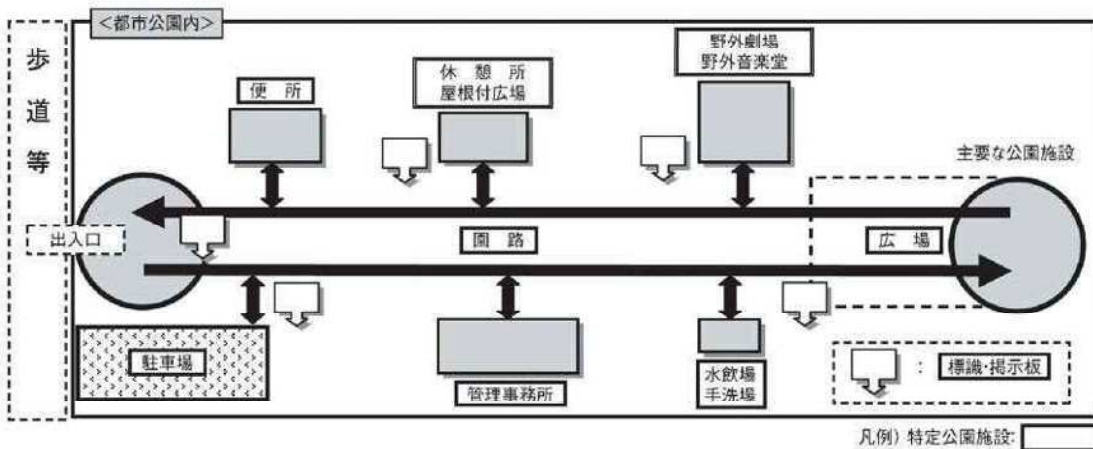
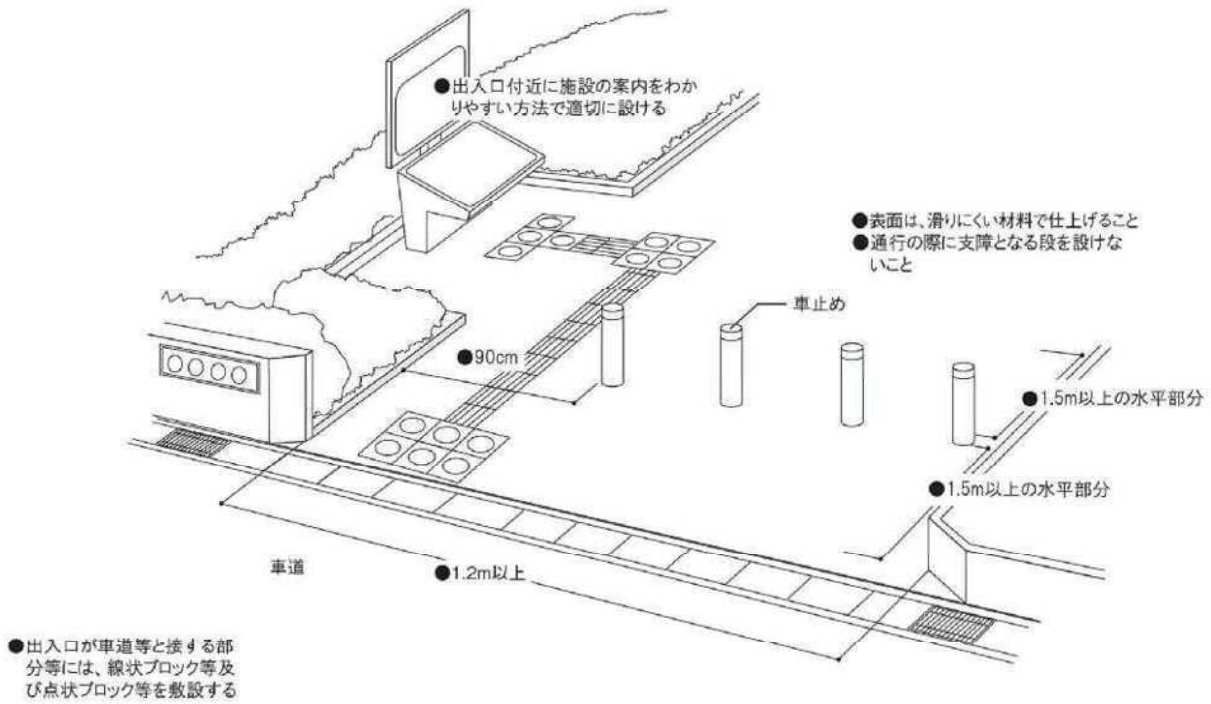
- 公園の出入口は安全かつ円滑な構造とし、段等はできる限り設けない。
- 出入口付近に設ける車止めは子どもの飛び出し防止等に配慮しながら、車いす使用者の円滑な通行に配慮する。

整備基準

推奨基準

解説

	整備基準	推奨基準	解説
(1)幅員	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口のうち1以上は、次に掲げるものであること。 幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。		<ul style="list-style-type: none"> 特別の理由とは、丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応することができない場合をいう。 車いす使用者と横向きの人がすれ違える幅とした。
(2)車止め	車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。		
(3)水平面	出入口からの水平距離が1.5m以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(4)～(5)段差	(4) (5)に掲げる場合を除き、車いす使用者等が通過する際に支障となる段がないこと。 (5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
(6)戸の構造	戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、80cm以上とすること。 イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものでとすること。		
(7)路面仕上げ	表面は、滑りにくい材料で仕上げること。		<ul style="list-style-type: none"> れんがやインターロッキング、磁気タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工する。 雨水浸透性の舗装とするなど、水はけのよい仕上げとする。
(8)視覚障害者対応	出入口が車道等と接する部分等には、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。		



■ 特定公園施設の移動等円滑化のイメージ

02 園路

基本的な考え方

公園

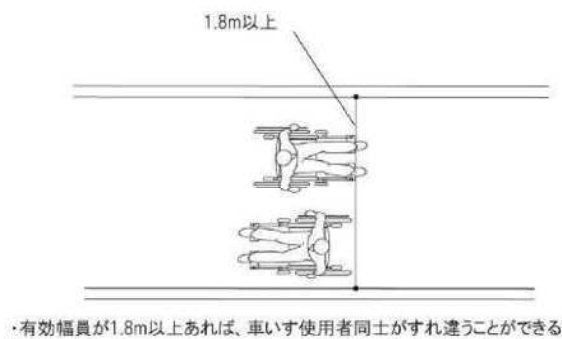
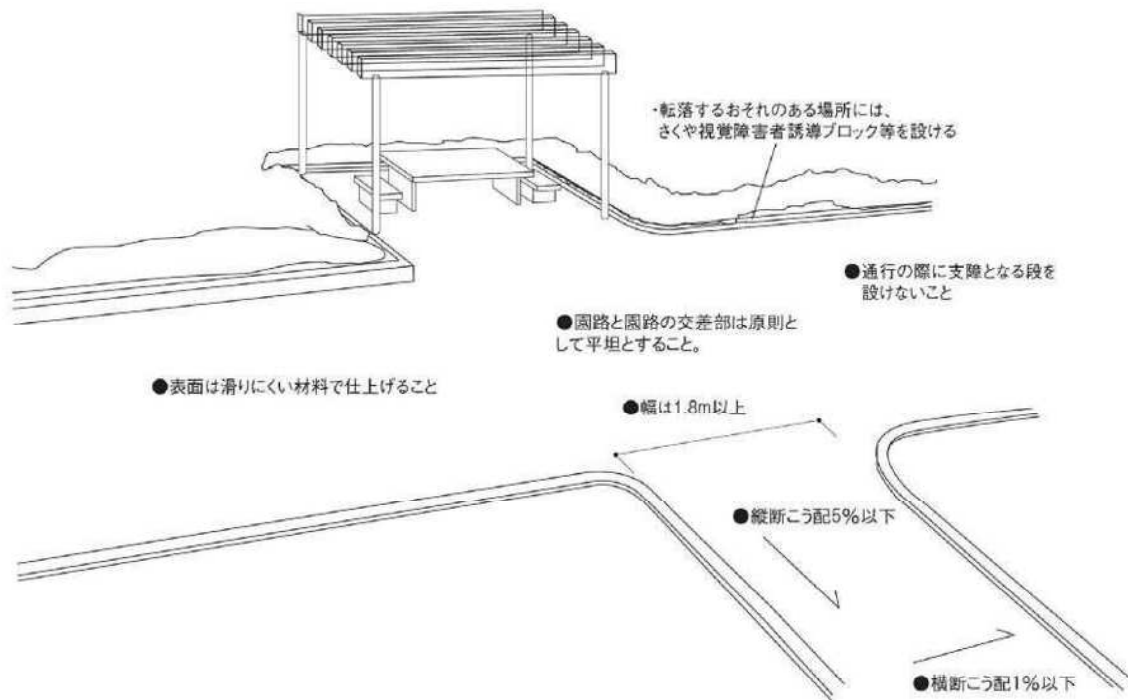
- 園路は、地形の状況等をやむを得ない場合を除き、できる限り平坦とする。園路を接して池やげけ地等がある場合は、さくや立ち上がり部を設け、車いす使用者その他の利用者の安全な通行を確保する。
- 園路上に点字ブロック等を設ける場合は、視覚障害者の利用ニーズを確認し、必要な箇所に設ける。

整備基準

推奨基準

解説

	整備基準	推奨基準	解説
	主要な出入口に通じる主たる園路(以下「主たる園路」という。)は、次に掲げるものであること。		• 園路と園路の交差点は、原則として平坦とすること。
(1)幅員	幅は、1.8m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を1.2m以上とすることができる。		<ul style="list-style-type: none"> • 車いす使用者同士が行き通える幅とした。 • 車いすが転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮すること。 • 転落するおそれのある場所に、さくや視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。
(2)~(3)段差	(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		• れんがやインターロッキング、磁気タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工する。
(4)縦断勾配	縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。		• 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きいので勾配はできる限り緩くする。
(5)横断勾配	横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。		
(6)路面仕上げ	路面は、滑りにくい材料で仕上げること。	• 必要に応じ十分な照明を確保する。	• 雨水浸透性の舗装とするなど、水はけのよい仕上げとする。
(7)排水溝	排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。		• 排水溝は細目タイプの蓋等を使用する。



■ 車いす使用者同士のすれ違いに必要な幅員

03

階段

(その踊場を含む)

基本的な考え方

公園

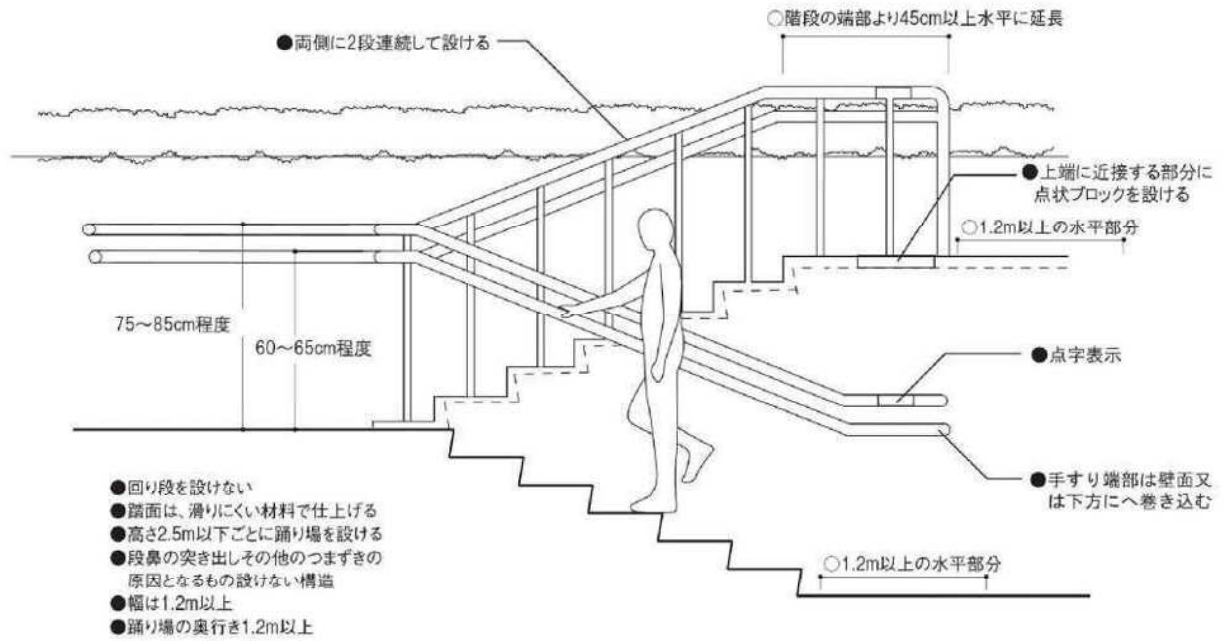
- 階段の段(踏面、蹴上げ)は、歩行者の利用しやすい構造とする。
- 公園内に設けられる階段には、両側に手すりを設ける。
- 階段付近には照明設備を設け、かつ段が夜間でも識別できるように段鼻のコントラスト等に配慮する。

整備基準

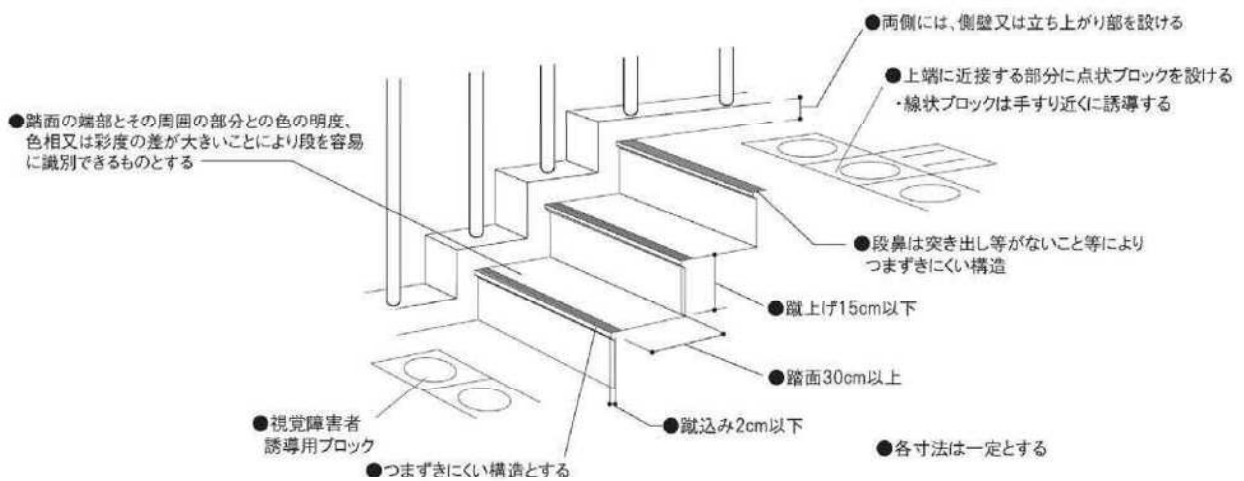
推奨基準

解説

	整備基準	推奨基準	解説
	主たる園路に階段又は段を設ける場合は、次に掲げるものであること。		
(1)~(2) 手すり	(1) 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字をはり付けること。	<ul style="list-style-type: none"> • 手すりは踊場にも連続して設ける。 • 手すりは、階段の端部から45cm以上水平に延長して設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> • 手すりの高さは、1本の場合は75cm~85cm程度とする。 • 2本の場合は上段で75cm~85cm程度、下段で60cm~65cm程度とする。 • 点字による表示方法は、JIS T0921規格に合わせるものとし、水平部分に設ける。
(3)~(7)段の構造	(3) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 踏面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとする。こと。 (6) 両側には、側壁又は立ち上がり部を設けること。 (7) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じ十分な照明を確保する。 	
(8)傾斜路の併設	階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えること。	<ul style="list-style-type: none"> • 階段に傾斜路、エレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> • エレベーターの基準は、別表第3の8の項(7)の基準に準じるものとする。 • エスカレーターの基準は、別表第3の4の項及び8の項(6)の基準に準じるものとする。
(9)幅員	幅は、1.2m以上とすること。		
(10)踊場	踊場は、高さ2.5m以下ごとに設け、その奥行きを1.2m以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> • 階段の登り口、降り口にも、長さ1.2m以上の水平部分を設ける。 	
(11)段の形状	段の寸法は、蹴上げ15cm以下、踏面30cm以上及び蹴込み2cm以下とし、同一階段における、それぞれの寸法を一定とすること。		
(12)視覚障害者対応	段がある部分の上端に近接する園路には、点状ブロック等を敷設すること。		<ul style="list-style-type: none"> • 誘導用ブロックは手すり近くに誘導する。



■ 階段の設置例



■ 階段の詳細

04

主たる園路に 設けられる階 段又は段に併 設する傾斜路 (その踊場を含む)

公園

基本的な考え方

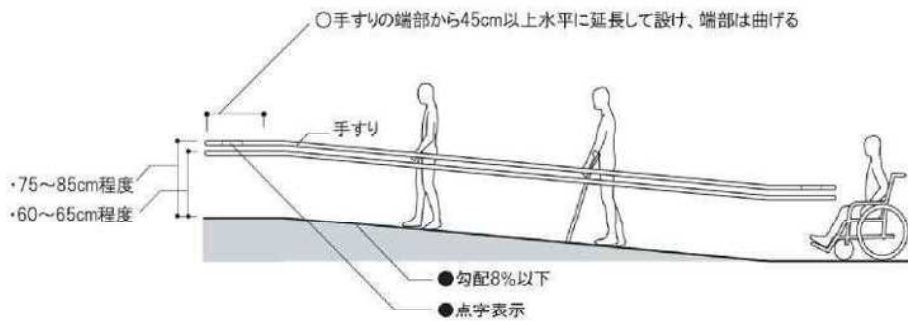
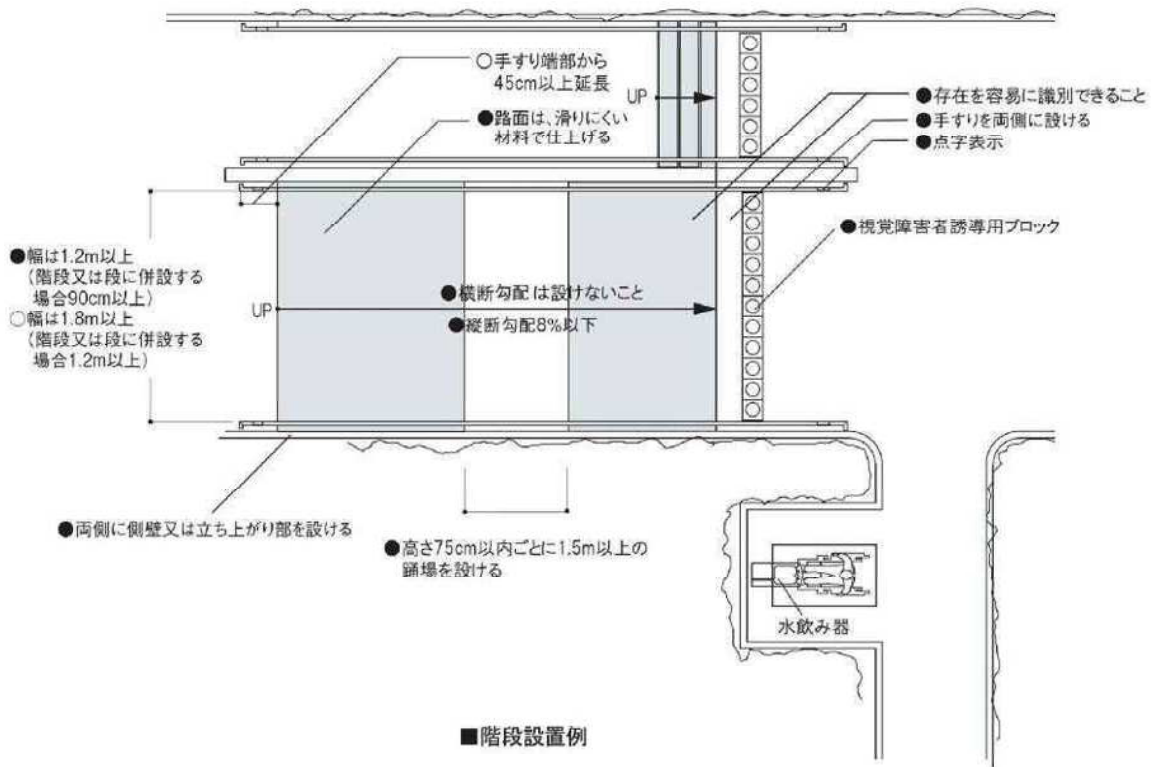
- 主たる園路に高低差や段が生じる場合には傾斜路を設け、利用者が安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- 傾斜路の勾配は、できる限り緩やかに設ける。また、傾斜路の路面は滑りにくい仕上げ材を使用する。
- 高低差等により傾斜路の距離が著しく長い場合、若しくは進行方向が見えにくい傾斜路にあっては、傾斜路の長さ等をわかりやすく表示するなど利用しやすさを工夫する。

整備基準

推奨基準

解説

	整備基準	推奨基準	解説
	傾斜路は、次に掲げるものであること。		
(1)幅員	幅は、1.2m以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅1.8m以上とすること。 傾斜路を階段に併設する場合でも、1.2m以上確保すること。 	
(2)縦断勾配	縦断勾配は、8%以下とすること。		
(3)横断勾配	横断勾配は設けないこと。		
(4)路面仕上げ	路面は、滑りにくい材料で仕上げること。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ十分な照明を確保すること。 	
(5)踊場	高さ75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の起終点部分にも、踏幅1.5m以上の踊場を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 踏幅が1.5m以上であれば、車いす使用者が転回可能である。
(6)～(7)手すり	<p>(6) 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字をはり付けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手すりは、傾斜路の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの高さは、1本の場合は75cm～85cm程度とする。 2本の場合は上段で75cm～85cm程度、下段で60cm～65cm程度とする。 点字による表示方法は、JIS T0921規格に合わせるものとし、水平部分に設けること。
(8)立ち上がり部	両側には、側壁又は立ち上がり部を設けること。		
(9)転落防止	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ十分な照明を確保すること。 	
(10)視覚障害者対応	傾斜路がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、高さが16cmを超えない傾斜路の上端に近接するものである場合は、敷設しないことができる。		



05.06

休憩所 水飲場・ 手洗場

基本的な考え方

公園

- ・高齢者、障害者をはじめすべての人が円滑に利用できる休憩所を1以上整備する。
- ・水飲場、手洗場を設ける場合は、車いす使用者でも近づきやすく、高齢者、障害者が利用しやすいよう、飲み口までの高さ、形状等に配慮する。

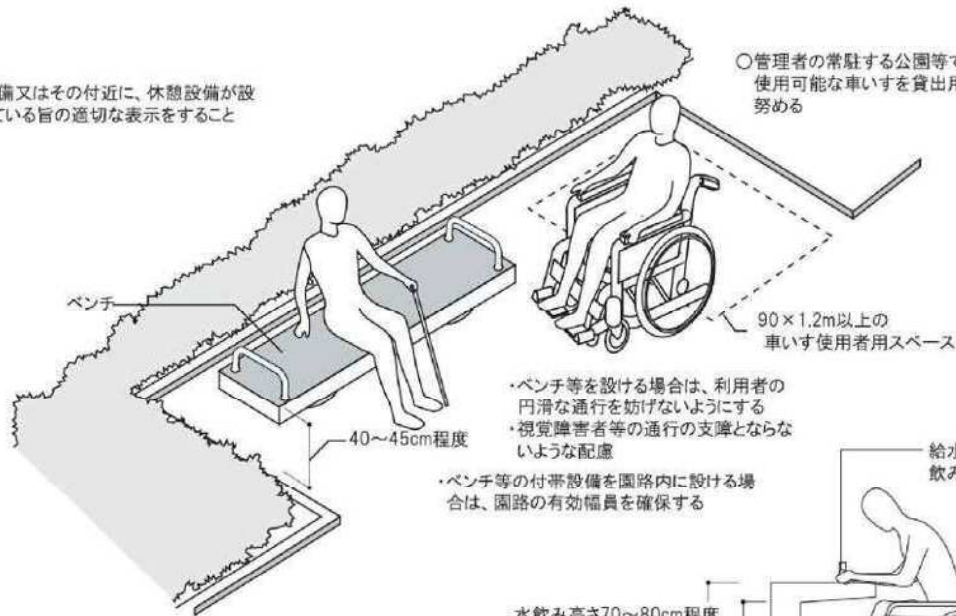
整備基準

推奨基準

解説

	整備基準	推奨基準	解説	
05 休憩所	(1)休憩所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにする。また、視覚障害者等の通行の支障とならないように配慮する。 ・ベンチ等の付帯設備を園路内に設ける場合は、園路の有効幅員を確保する。 	
	ア 出入口	出入口は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、1.2m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。 (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
	イ 戸の構造	戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、80cm以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。		
	(2)カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員が対応できる場合でも、車いす使用者等の円滑な利用に適した構造とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターの高さは、70cm～80cmとし、カウンター下部には、高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設ける。
	(3)車いす使用者対応	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が休憩、カウンターを利用する場所は、車いす使用者の回転等を考慮し、幅及び奥行きは1.5m以上の水平部分を設ける。
	(4)便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、8の項に掲げる基準に適合するものとする。		
(5)管理事務所	(1)から(4)までの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の常駐する公園等では、高齢者等の使用可能な車いすを貸出用として備えるよう努める。 		
06 水飲場・手洗場	(1)水飲場及び手洗場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場を設ける場合は、それぞれ1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が接近できるよう、使用方向1m以上、幅1.5m以上の水平部分を設ける。 ・車いすでの使用に配慮し、水飲場及び手洗場には、それぞれの下に床65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。 ・水飲みの高さは70cm～80cm程度とする。 ・水栓器具は、容易に操作することができるものとする。 	

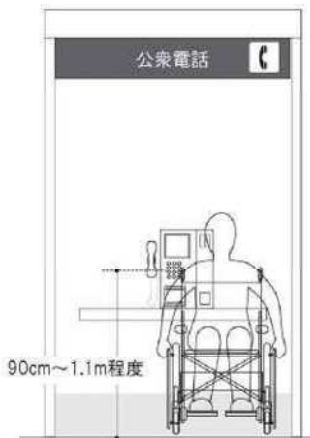
●休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること



■休憩スペース



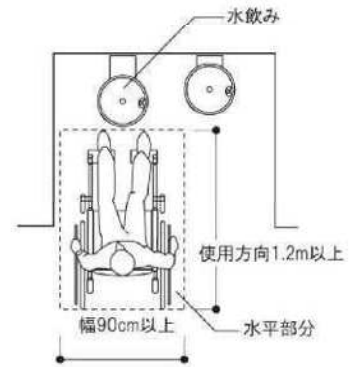
■水飲みの設備



■公共電話



■野外卓



■アルコーブ状の水飲み設備



■自動販売機



■水飲みの設備の例

07

駐車場

基本的な考え方

公園

- 公園利用者のために設けられる駐車場には、公園の主要な出入口に最も近接した箇所に車いす使用者専用の駐車区間を適切数設ける

整備基準

推奨基準

解説

	整備基準	推奨基準	解説
(1)設置数	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場における自動車の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。		[設置数] 1～50台 1台以上 51～100台 2台以上 101～150台 3台以上 151～200台 4台以上 201台以上 総数1%+2台以上 ・台数計算において小数が生じた場合は整数に切り上げて得た台数以上を整備するものとする。 ・必要に応じて、「車止め」を適切に処置する。
(2)車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。		・車いす使用者用駐車施設は、1の項に規定する基準に適合する主要な出入口から当該車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短い位置に設ける。
ア 幅	幅は、3.5m以上とすること。	・奥行きは、6m以上とすること。	
イ 表示	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。	・路面は青色で塗装することが望ましい。	・駐車施設が多数ある駐車場では、駐車場の進入口から車いす使用者用駐車施設まで、分かりやすく誘導する標識を設ける。

08 便所

基本的な考え方

公園

- 公園内に設けられる便所は、原則として利用者のだれもが利用できる構造とする。
- 特に車いす使用者、オストメイト、乳幼児・子ども等の利用に十分配慮し、適切数設ける。

	整備基準	推奨基準	解説
(1)便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げるものであること。		
ア 床面仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。		
イ～ウ 男子用小便器	イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。 ウ イの規定により設けられる小便器のうち1以上には、両側に手すりを設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。
(2)みんなのトイレ	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準に適合させるほか、みんなのトイレを設けることとする。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、大型ベッドを設ける。 必要に応じ、更衣用の台を設ける。 車いす使用者、子ども等及び立位での利用を考慮し、全身の映る鏡を設ける。 緊急通報装置は、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用中の表示ができる装置を設ける。 緊急通報装置を設ける。
(3)みんなのトイレの構造	みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。		
ア 幅	出入口の幅は、80cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 幅は、90cm以上とする 	
イ 段差	出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
ウ 戸の構造	出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、80cm以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 幅は、90cm以上とする 	
エ 車いす使用者対応	車いす使用者の円滑な利用のために、車いすが360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。		
オ 腰掛便座等	腰掛便座及び手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて便器に背もたれを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 便座の高さは、40cm～45cm程度とする。 手すりを設ける場合は、便器の種類に対し適切に設置する。
カ オストメイト対応	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を1以上設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 「水洗器具」とは、オストメイト対応の設備をいう。
キ 標識	出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。		
(4)ゆとりブース	みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。		
(5)手洗器	みんなのトイレ又はゆとりブースを設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。 ア 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。 イ 手洗器具は、容易に操作することができるものとする。 ウ もたれかかったときに耐えうる強固なものとし、又は両側に手すりを適切に配置すること。		<ul style="list-style-type: none"> 手洗器は、車いすでの使用に配慮し、手洗器の下に床上65cm程度のスペースを確保する。
(6)乳幼児用設備	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。 ア 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。 イ 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けるよう努めること。		<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児用ベッド等を設けた場合は、必要に応じ、便所の出入口にその旨を表示すること。

09.10

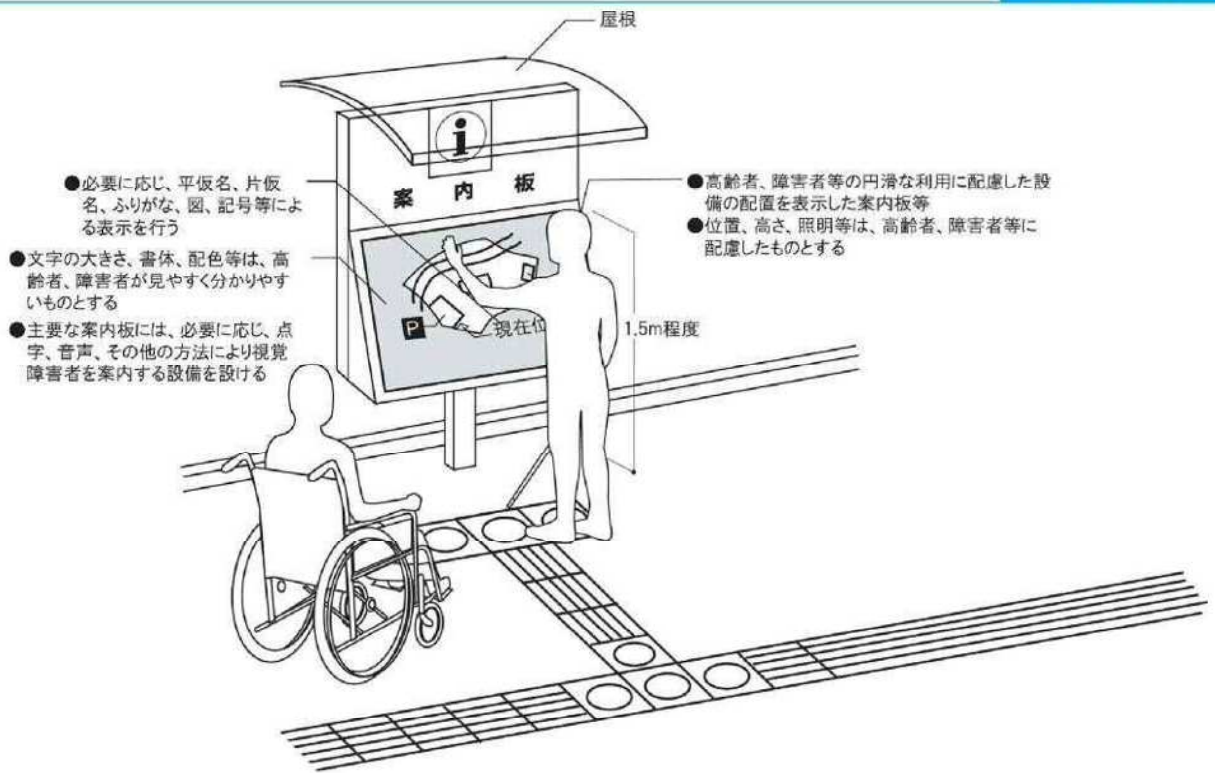
掲示板・標識 育児用施設

基本的な考え方

公園

- ・高齢者、障害者等をはじめ、誰もが必要な情報を得られるよう、分かりやすい案内表示を行なう。
- ・案内・誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状など十分に配慮する。
- ・子育てしやすい環境づくりを進める。

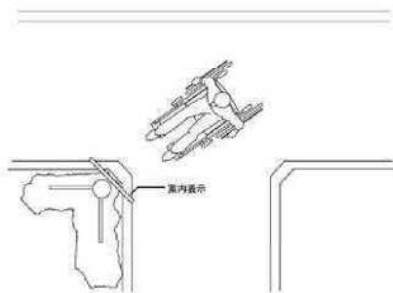
	整備基準	推奨基準	解説	
09 掲示板・標識	(1) 掲示板及び標識	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該掲示板及び当該標識に表示された内容が容易に識別できるものとする。</p> <p>ウ 主要な案内板には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、照明設備を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・突出型の案内板を設ける場合は、下端2m以上を標準とする。 ・案内板は、車いす使用者にも分かりやすい位置に設ける。
	(2) 施設案内表示	<p>1の項から8の項までの規定により設けられた施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた主要な出入口及び2の項の規定により設けられた園路の付近に設けること。</p>		
	(3) 聴覚障害者配慮	<p>案内、呼出し等の窓口を設ける場合は、文字により情報を表示することにより聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。</p>		
10 育児用施設	(1) 育児用施設	<p>当該公園に管理施設を設ける場合は、育児用施設を設けるよう努めること。</p>		
	(2) 案内表示	<p>育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。</p>		



- 必要に応じ、平仮名、片仮名、ふりがな、図、記号等による表示を行う
- 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者が見やすく分かりやすいものとする
- 主要な案内板には、必要に応じ、点字、音声、その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設ける

- 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板等
- 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする

■ 出入口付近の案内板



■ 園路分岐点に設けた案内表示

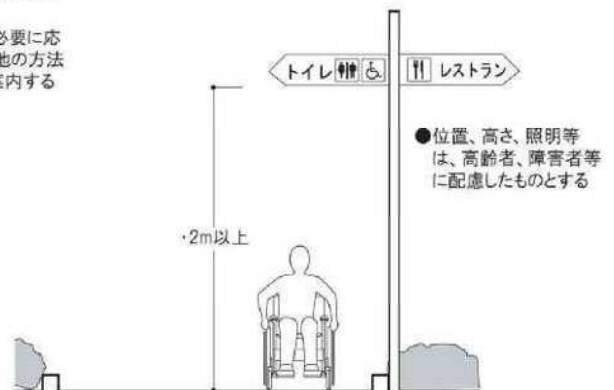


■ 入口方向を示す案内



- 必要に応じ、平仮名、片仮名、ふりがな、図、記号等による表示を行う
- 主要な案内板には、必要に応じ、点字、音声、その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設ける

■ インターホン付き案内板例



- 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする

■ 吊り下げ型案内板の下端高さ

